

大気関係

届出のしおり

大気汚染防止法

ばい煙編

令和7年3月

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課

はじめに.....	1
1 法の目的（法第1条）.....	1
2 ばい煙（法第2条）.....	1
3 ばい煙発生施設（法第2条第2項）.....	2
4 ばい煙の排出基準（法第3条）.....	6
(1) いおう酸化物に係る排出基準.....	6
(2) ばいじんに係る排出基準.....	7
(3) 窒素酸化物に係る排出基準.....	7
(4) 有害物質に係る排出基準.....	7
5 届出関係（法第6条～第8条、法第11条、法第12条）.....	11
(1) 届出の事項・時期等.....	11
(2) 届出時の注意事項.....	12
(3) その他.....	13
(4) 記入例と注意事項.....	14
【様式第1の記載例】.....	14
【別紙1の記載例】.....	17
【別紙2の記載例】.....	19
【別紙3の記載例】.....	23
6 ばい煙量等の測定義務（法第16条）.....	26
7 事故時の措置（法第17条）.....	27
8 行政処分等（法第9条、第14条、第17条、第23条、第26条）.....	29
(1) 計画変更命令（法第9条）.....	29
(2) 改善命令等（法第14条）.....	29
(3) 事故時の措置（法第17条）.....	29
(4) 緊急時の措置（法第23条）.....	29
(5) 報告及び検査（法第26条）.....	29
(6) 罰則（法第33条、第33条の2、第34条、第35条、第36条、第37条）.....	30

はじめに

この冊子では、大気汚染防止法（以下「法」といいます。）のばい煙発生施設に関する届出について説明しています。

1 法の目的（法第1条）

法では、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙の排出等の規制について定めています。

2 ばい煙（法第2条）

ばい煙とは、次の物質をいいます。

- ① 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- ② 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③ 物の燃焼、合成、分解等の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する次の物質
 - ・ カドミウム及びその化合物
 - ・ 塩素及び塩化水素
 - ・ フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素
 - ・ 鉛及びその化合物
 - ・ 窒素酸化物

3 ばい煙発生施設（法第2条第2項）

ばい煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生、排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令に定める次表に掲げる施設のことをいい、届出義務や規制基準遵守義務が定められています。

項	施設名	規模要件
1	・ ボイラー ※ 熱風ボイラーを含み、熱源として電気、 廃熱のみを使用するものを除く。	・ 燃料の燃焼能力 50L/h 以上
2	【水性ガス、油ガスの発生用】 ・ ガス発生炉 ・ 加熱炉	次のいずれかに該当するもの ・ 石炭、コークスの処理能力 20t/日以上 ・ バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上
3	【金属の精錬、無機化学工業品の製造用】 ・ 焙焼炉 ・ 焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・ 煅焼炉 ※ 14 の項に掲げるものを除く。	・ 原料の処理能力 1 t/h 以上
4	【金属の精錬用】 ・ 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） ・ 転炉 ・ 平炉 ※ 14 の項に掲げるものを除く。	
5	【金属の精製、鑄造用】 ・ 溶解炉 ※ こしき炉、14 の項、24～26 の項までに 掲げるものを除く。	次のいずれかに該当するもの ・ 火格子面積 1 m ² 以上 ・ 羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・ バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上 ・ 変圧器の定格容量 200kVA 以上
6	【金属の鍛造、圧延、熱処理、金属製品の 熱処理用】 ・ 加熱炉	
7	【石油製品、石油化学製品、コールタール 製品の製造用】 ・ 加熱炉	
8	【石油の精製用】 ・ 流動接触分解装置のうち触媒再生塔	・ 触媒に附着する炭素の燃焼能力 200 kg/h 以上
8-2	・ 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収 装置のうち燃焼炉	・ バーナーの燃料の燃焼能力 6 L/h 以上
9	【窯業製品の製造用】 ・ 焼成炉 ・ 溶融炉	次のいずれかに該当するもの ・ 火格子面積 1 m ² 以上 ・ バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上 ・ 変圧器の定格容量 200kVA 以上
10	【無機化学工業品、食料品の製造用】 ・ 反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置	

項	施設名	規模要件
	を含む。) ・直火炉 ※ 26 の項に掲げるものを除く。	
11	・乾燥炉 ※ 14 の項、23 の項に掲げるものを除く。	
12	【製銑、製鋼、合金鉄、カーバイドの製造用】 ・電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	・廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当するもの ・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/h 以上
14	【銅、鉛、亜鉛の精錬用】 ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉 ・乾燥炉	次のいずれかに該当するもの ・原料の処理能力 0.5t/h 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力 20L/h 以上
15	【カドミウム系顔料、炭酸カドミウムの製造用】 ・乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	【塩素化エチレンの製造用】 ・塩素急速冷却施設	・原料（塩素（塩化水素にあつては塩素換算量））の処理能力 50 kg/h 以上
17	【塩化第二鉄の製造用】 ・溶解槽	
18	【活性炭の製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。）】 ・反応炉	・バーナーの燃料の燃焼能力 3L/h 以上
19	【化学製品の製造用】 ・塩素反応施設 ・塩化水素反応施設 ・塩化水素吸収施設 ※ 塩素ガス、塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18 までの項に掲げるもの、密閉式のものを除く。	・原料（塩素（塩化水素にあつては塩素換算量））の処理能力 50 kg/h 以上
20	【アルミニウムの製錬用】 ・電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	【磷、磷酸、磷酸質肥料、複合肥料の製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）】 ・反応施設 ・濃縮施設	次のいずれかに該当するもの ・磷鉱石の処理能力 80 kg/h 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上

項	施設名	規模要件
	・焼成炉 ・溶解炉	
22	【弗酸の製造用】 ・凝縮施設 ・吸収施設 ・蒸溜施設 ※ 密閉式のものを除く。	次のいずれかに該当するもの ・伝熱面積 10m² 以上 ・ポンプ動力 1 kW 以上
23	【トリポリリン酸ナトリウムの製造用（原料としてリン鉱石を使用するものに限る。）】 ・反応施設 ・乾燥炉 ・焼成炉	次のいずれかに該当するもの ・原料の処理能力 80 kg/h 以上 ・火格子面積 1 m² 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上
24	【鉛の第2次精錬（鉛合金の製造を含む。）、鉛の管、板、線の製造用】 ・溶解炉	次のいずれかに該当するもの ・バーナーの燃料の燃焼能力 10L/h 以上 ・変圧器の定格容量 40kVA 以上
25	【鉛蓄電池製造用】 ・溶解炉	次のいずれかに該当するもの ・バーナーの燃料の燃焼能力 4L/h 以上 ・変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	【鉛系顔料の製造用】 ・溶解炉 ・反射炉 ・反応炉 ・乾燥施設	次のいずれかに該当するもの ・容量 0.1m³ 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力 4 L/h 以上 ・変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	【硝酸の製造用】 ・吸収施設 ・漂白施設 ・濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/h 以上
28	・コークス炉	・原料の処理能力 20t/日以上
29	・ガスタービン	・燃料の燃焼能力 50L/h 以上
30	・ディーゼル機関	
31	・ガス機関	・燃料の燃焼能力 35L/h 以上
32	・ガソリン機関	

＊ 規模要件のうち、燃焼能力は重油換算になります。液体燃料 10L、ガス燃料 16m³、固体燃料 16kg がそれぞれ重油 10L に相当するものとして重油換算してください。（S46. 8. 25 環大企第 5 号）

ただし、ガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器（水素製造能力 1,000m³/h 未満の施設で気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限り、）及び燃料電池用改質器並びにガス機関については、次の換算式を用いてください。（H2. 12. 1 環大規 384 号、H29. 1. 6 環水大大発第 1701061 号、H9. 2. 12 環大規第 32 号）

$$\text{重油換算値 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の高位発熱量 (kcal/Nm}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量} ※}$$

※ 重油の発熱量は、次のとおりです。

- ・ ガス機関：9,600kcal/L (40,186.08kJ/L)
- ・ 水蒸気改質方式の改質器及び燃料電池用改質器：9,555kcal (40,000kJ/L)

(参考)「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に係る特定施設(条例第2条第9号)

条例に基づく施設は次表のとおりです。条例では、次表の規模要件に該当する施設は、届出義務や規制基準遵守義務が定められています。

番号	特定施設	
	施設	規模要件
1	【鉛の再生用】 ・ 溶解炉	・ 原料の処理能力 100 kg/h 以上

※ 条例に基づく特定施設についての届出、排出基準等は、届出のしおり（佐賀県環境の保全と創造に関する条例 ばい煙・粉じん編）を参照のこと。

4 ばい煙の排出基準（法第3条）

ばい煙の排出基準は、大別すると次のとおりです。

○ 一般排出基準

ばい煙発生施設ごとに国が定める基準であり、いおう酸化物については地域ごとに、ばいじん及び有害物質については、全国一律に定められています。

○ 特別排出基準

大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準のことを言います。いおう酸化物及びばいじんについて設定されています。

○ 上乘せ排出基準

一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準のことです。ばいじん及び有害物質について設定することができます。

○ 総量規制基準

上記に挙げる施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、大規模工場に適用される工場ごとの基準のことを言います。いおう酸化物及び窒素酸化物が指定されています。

※ 佐賀県では、上記のうち特別排出基準、上乘せ排出基準及び総量規制基準は設定されていません。

（1）いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物に係る排出基準は、ばい煙発生施設の排出口から排出されたいおう酸化物が、しだいに拡散希釈されながら地上に到達した時の最大着地濃度がある一定の濃度以下になるよう、排出口（煙突）の高さに応じて、許容されるいおう酸化物の排出量を定めたものです。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物の量 (Nm³/時)

K : 地域ごとに定められた値（佐賀県は K=17.5）

He : 補正された排出口の高さ (m)

（参考）排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

* かさ付き煙突の場合は、He=Ho とします。

Ho : 排出口の実高さ

Hm : 吐出速度による排煙の上昇分

Ht : 浮力（排煙と大気の温度差）による排煙の上昇分

Q : 15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度（絶対温度）

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \times \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

(2) ばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設の種類及び当該施設からの排出されるガス量(施設を定格能力で運転するときの湿り排ガス量)ごとに、排出ガス 1 m³ 当たりのばいじんの量(濃度)で全国一律の基準として定められています。

標準酸素濃度換算：排ガス中の残存酸素濃度換算に応じて次式により補正します。

$$C = C_s \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C ：排ガス中の換算ばいじんの量 (g/Nm³)

C_s ：排ガス中の実測ばいじんの量 (g/Nm³)

O_n ：標準酸素濃度 (%)

O_s ：排ガス中の酸素濃度 (%) * 20%を超えるときは 20%とします。

(3) 窒素酸化物に係る排出基準

ばい煙発生施設の種類及び当該施設からの排出されるガス量(施設を定格能力で運転するときの湿り排ガス量)ごとに、排出ガス 1 m³ 当たりの窒素酸化物の濃度で全国一律の基準として定められています。

標準酸素濃度換算：排ガス中の残存酸素濃度換算に応じて次式により補正します。

$$C = C_s \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C ：排ガス中の換算窒素酸化物の量 (ppm)

C_s ：排ガス中の実測窒素酸化物の量 (ppm)

O_n ：標準酸素濃度 (%)

O_s ：排ガス中の酸素濃度 (%) * 20%を超えるときは 20%とします。

(4) 有害物質に係る排出基準

ばい煙発生施設の種類ごとに、排出ガス 1 m³ 当たりの有害物質の濃度で全国一律の基準として定められています。

また、塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値となります。(廃棄物焼却炉に限る。)

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

C ：補正後の塩化水素濃度 (mg/Nm³)

O_s ：排出ガス中の酸素の濃度 (%) * 20%を超えるときは 20%とします。

C_s ：排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/Nm³)

有害物質に係る排出基準は次表のとおりです。

有害物質 の種類	令別表 第一の項	施設の種類	排出基準 (mg/Nm ³)
カドミウム その化合物	9のうち	【ガラス又はガラス製品の製造用（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）】 ・ 焼成炉 ・ 溶融炉	1.0
	14	【銅、鉛、亜鉛の精錬用】 ・ 焙焼炉 ・ 焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・ 溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・ 転炉 ・ 溶解炉 ・ 乾燥炉	
	15	【カドミウム系顔料、炭酸カドミウムの製造用】 ・ 乾燥施設	
塩素	16	【塩素化エチレンの製造用】 ・ 塩素急速冷却施設	30
	17	【塩化第二鉄の製造用】 ・ 溶解槽	
	18	【活性炭の製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。）】 ・ 反応炉	
	19	【化学製品の製造用】 ・ 塩素反応施設 ・ 塩化水素反応施設 ・ 塩化水素吸収施設 ※ 塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18項に掲げるもの及び密閉式のを除く。	
塩化水素	13	・ 廃棄物焼却炉	700
	16	【塩素化エチレンの製造用】 ・ 塩素急速冷却施設	80
	17	【塩化第二鉄の製造用】 ・ 溶解槽	
	18	【活性炭の製造用（塩化亜鉛を使用するものに限る。）】 ・ 反応炉	
	19	【化学製品の製造用】 ・ 塩素反応施設 ・ 塩化水素反応施設 ・ 塩化水素吸収施設 ※ 塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18項に掲げるもの及び密閉式のを除く。	

有害物質 の種類	令別表 第一の項	施設の種類	排出基準 (mg/Nm ³)
弗素 弗化水素 弗化珪素	9のうち	【ガラス又はガラス製品の製造用（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）】 ・ 焼成炉 ・ 熔融炉	10
	20	【アルミニウムの製錬用】 ・ 電解炉 ※（ ）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量	1.0 (3.0)
	21	【磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）】 ・ 反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造用を除く。） ・ 濃縮施設 ・ 溶解炉（磷酸質肥料の製造用を除く。）	10
		【磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）】 ・ 反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造用に限る。） ・ 溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造用に限る。）	15
		【磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）】 ・ 焼成炉 ・ 溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
	22	【弗酸の製造用】 ・ 凝縮施設 ・ 吸収施設 ・ 蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	10
	23	【トリポリ磷酸ナトリウムの製造用（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）】 ・ 反応施設 ・ 乾燥炉 ・ 焼成炉	
鉛 その化合物	9のうち	【ガラス又はガラス製品の製造用（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）】 ・ 焼成炉 ・ 熔融炉	20
	14	【銅、鉛又は亜鉛の精錬用】 ・ 焙焼炉	10

有害物質 の種類	令別表 第一の項	施設の種類	排出基準 (mg/Nm ³)
		・ 転炉 ・ 溶解炉 ・ 乾燥炉	
		【銅、鉛又は亜鉛の精錬用】 ・ 焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・ 溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）	30
	24	【鉛の第二次精錬用（鉛合金の製造を含む。）、鉛の管・板・線の製造用】 ・ 溶解炉	10
	25	【鉛蓄電池の製造用】 ・ 溶解炉	
	26	【鉛系顔料の製造用】 ・ 溶解炉 ・ 反射炉 ・ 反応炉 ・ 乾燥施設	

5 届出関係（法第6条～第8条、法第11条、法第12条）

ばい煙発生施設の設置等をしようとするときは、各種届出が義務づけられています。

届出書は提出者の控えを含めて2部作成し、工場・事業場の所在地を管轄する保健福祉事務所環境保全課に2部とも提出してください。

なお、それぞれの届出には提出期限がありますので、注意してください。

（1）届出の事項・時期等

届出が必用なとき	届出の種類	届出内容	提出時期
ばい煙発生施設を設置しようとするとき (法第6条)	設置届	《届出書》 (1) 様式第1 ・氏名又は名称、住所、法人にあつては、その代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地 ・ばい煙発生施設の種類 等	工事着手予定日の 60 日前まで
法の改正によって新たに届出施設となったとき (法第7条)	使用届	(2) 別紙1（ばい煙発生施設の構造） (3) 別紙2（ばい煙発生施設の使用の方法） (4) 別紙3（ばい煙の処理の方法）	ばい煙発生施設となった日から 30 日以内
構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法を変更しようとするとき (法第8条)	変更届	《添付資料》 ① 工場又は事業場の付近の見取り図 ② 工場又は事業場の建物の配置図 ③ ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の場所を明記した工場・事業場の配置図 ④ ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ⑤ ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ⑥ 煙道の排ガス測定孔の設置箇所を示した図面 ⑦ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑧ 操業の系統の概要 ⑨ ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の分析表 ⑩ ばい煙計算書 ⑪ 変更概要説明書（変更届の場合のみ添付）	工事着手予定日の 60 日前まで
氏名等の届出内容に変更があったとき (法第11条)	氏名等 変更届	様式第4 変更の内容 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地	変更した日から 30 日以内

届出が必用なとき	届出の種類	届出内容	提出時期
ばい煙発生施設の使用を廃止したとき (法第 11 条)	使用 廃止届	様式第 5 廃止したばい煙発生施設の種類、 廃止年月日等	廃止した日から 30 日以内
ばい煙発生施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続、合併又は分割があったとき (法第 12 条)	承継届	様式第 6 承継した施設の種類、承継年月日等	承継のあった日から 30 日以内

※県ウェブサイトから、「届出書の様式」を入手できます。

■県ウェブサイト：<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314012/index.html>

■県トップページ＞くらし・子育て＞自然・環境・リサイクル＞（環境情報）PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等＞大気環境＞届出のしおり（大気関係）

（２）届出時の注意事項

① 事前相談

佐賀県では、届出書の作成、提出、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう管轄する保健福祉事務所環境保全課で届出書提出前の事前相談を受け付けています。

届出書に不備がある場合には届出の受理ができないため工事の着工が遅れることや、計画していた施設が排出基準に適合していないため計画変更命令を受けることがあります。

これらを防ぐためにも、管轄する保健福祉事務所環境保全課まで事前にご相談ください。

② 事前相談及び提出先

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、 小城市、神埼市、 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 TEL：0952-30-1907
鳥栖市、基山町、 上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL：0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL：0955-73-1179
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 TEL：0955-23-5188
武雄市、鹿島市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL：0954-23-3506

③ 提出部数

2部提出してください。1部は、届出の控えとして届出が受理された後、提出された控えが戻されますので、大切に保管してください。

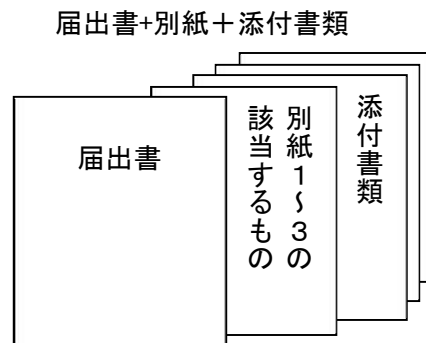
④ 実施の制限、期間の短縮（法第 10 条第 1 項、第 2 項）

設置、構造等の変更の工事は、届出書が受理された日から 60 日を経過した後でなければ着手できません。ただし、その届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、期間の短縮を行うことができます。

⑤ 提出方法

提出書類は届出書、別紙、添付書類の順に重ねてからご提出ください。

また、添付書類はなるべく JIS の A4 の大きさに作成してください。図面等 A4 より大きいものは A4 の大きさに折り、左綴じにして開きやすいように折りこんでください。



(3) その他

① 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

② その他

2 つ以上のばい煙発生施設が、同一の工場、事業所に設置されている場合は、その種類が同一である場合に限り同一の届出書によって届出ができます。

予備施設でほとんど使用しない施設であっても、設置・使用届出書を提出してください。

(4) 記入例と注意事項

【様式第1の記載例】

様式第1

ばい煙発生施設設置~~（使用、変更）~~届出書

〇年〇月〇日

佐賀県知事 〇〇 〇〇 様

届出者

氏名又は名称及び住所 **佐賀市城内1丁目1番59号**

並びに法人にあっては **佐賀工業株式会社**

その代表者の氏名 **代表取締役 佐賀 太郎**

担当者名 **整備担当課 佐賀 花子**

電話番号 **0952-25-7774**

大気汚染防止法第6条第1項~~（第7条第1項、第8条第1項）~~の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐賀工業(株)佐賀工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号	※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	1項 ボイラー(2基)	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

1	表題等	(1) 表題…表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合・・・設置（使用、変更）届出書 2 変更届の場合・・・設置（使用、変更）届出書 3 使用届の場合・・・設置（使用、変更）届出書 (2) 適用条文…適用条文の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項） 2 変更届の場合 大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項） 3 使用届の場合 大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）
2	届出者	法人の場合・・・その名称、本社所在地及び代表者（<u>代表権を有する者</u>）の職氏名を記載すること。 個人営業の場合・・・事業主の住所、氏名を記載すること。 非法人の団体の場合・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。 1 代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通）を添付すること。 2 施設の設置、維持及び使用時の管理等から、ばい煙排出の責を考えて届出者を決めること。
3	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	この届出についての連絡先（担当する課名・担当者名等）を記載すること。 また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。
4	届出日	届出窓口で受付終了後記入。
5	工場又は事業場の名称	届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。

6	工場又は事業場の所在地	郵便番号も記載すること。 法人の所在地と異なる場合は電話番号も記入すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。
7	ばい煙発生施設（届出施設）の種類	法施行令別表第1（第2条関係）の項を記載すること。 ＜例＞ 1項 ボイラー（2基）

【別紙 1 の記載例】

別紙 1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー	2号ボイラー
名 称 及 び 型 式		〇社 AB-100SA 型	〇社 AB-50SA 型
設 置 年 月 日		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
着 手 予 定 年 月 日		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
規 模	伝 熱 面 積 (m^2)		
	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 L/h)	230.6	130.3
	原 料 の 処 理 能 力 (t /h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m^2)		
	変 圧 器 の 定 格 容 量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼 却 能 力 (kg/h)		
	乾 燥 施 設 の 容 量 (m^3)		
	電 流 容 量 (kA)		
	ポ ン プ の 動 力 (kW)		
模	合 成 ・ 漂 白 ・ 濃 縮 能 力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。	
2	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）	
3	名称及び型式	名称、製造会社名、型式を記載すること。	
4	設置年月日	当該届出施設等の設置年月日を記載すること。	
5	着手予定年月日	当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。	
6	使用開始予定年月日	当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。	
7	規模	全体	規模については、該当項目を記入し、単位に注意すること。
		伝熱面積	缶体の銘板に刻印された数値若しくはメーカーの作成する仕様書に記載された数値を記載すること。
		燃料の燃焼能力	1 重油でない燃料は必ず重油換算をして記入すること。 規模要件のうち、燃焼能力は重油換算になります。液体燃料は 10L、ガス燃料は 16m³、固体燃料は 16kg が重油 10L に相当するものとして重油換算してください。（S46. 8. 25 環大企第 5 号） ただし、ガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器（水素製造能力 1,000m³/h 未満の施設で気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器並びにガス機関については、次の換算式を用いてください。（H2. 12. 1 環大規 384 号、H29. 1. 6 環水大大発第 1701061 号、H9. 2. 12 環大規第 32 号） 重油換算値（L/h）=換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h） 換算係数 = $\frac{\text{気体燃料の高位発熱量（kcal/m}^3\text{N）}}{\text{重油の発熱量※}}$ ※ 重油の発熱量は次のとおり。 ・ガス機関：9,600kcal/L（40,186.08kJ/L） ・水蒸気改質方式の改質器及び燃料電池用改質器：9,555kcal（40,000kJ/L） 2 一つの施設にバーナーが2本以上ある場合又は2種類以上の燃料を混焼させる場合はその総量を記載すること。 また、燃料の混燃割合が一定でない場合や使用燃料を自由に設定できる場合は、重油換算値の大きなものを記載すること。
		原料の処理能力	最大能力を記載すること。

【別紙2の記載例】

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業所における施設番号		1号ボイラー		2号ボイラー	
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～ 20 時 12時間 1回 30 日 /回 /日 /月		8時～ 20 時 12時間 1回 30 日 /回 /日 /月	
	季節変動	特になし		11月～3月使用	
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合 (%)	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類	A重油		A重油	
	燃料中の成分割合 (%)	窒素分 0.02	灰分 0.01	窒素分 0.02	灰分 0.01
	発熱量	44,000 kJ/kg(高)		44,000 kJ/kg(高)	
	通常の使用量	158L/h		112L/h	
	混焼割合	A重油専焼		A重油専焼	
排出ガス量 (m ³ /h)		湿り	最大 2212	通常 1.770	最大 1.660
		乾き	最大 1.990	通常 1.593	最大 1.448
排出ガス温度 (°C)		250		280	
排出ガス中の酸素濃度 (%)		4		4	
ばい煙の濃度	ばいじん (g/ m ³)	最大 0.1	通常 0.05	最大 0.1	通常 0.05
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	最大 583	通常 467	最大 566	通常 453
	カドミウム及びその化合物 (mg/ m ³)	最大	通常	最大	通常
	塩素 (mg/ m ³)	最大	通常	最大	通常
	塩化水素 (mg/ m ³)	最大	通常	最大	通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/ m ³)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物 (mg/ m ³)	最大	通常	最大	通常

	窒 素 酸 化 物 (容量比 ppm)	最大 100	通常 80	最大 100	通常 80
ばい煙量	い お う 酸 化 物 (m^3/h)	最大 1.16	通常 0.93	最大 0.84	通常 0.67
参 考 事 項	窒素酸化物排出抑制のため低 NOx バーナーを使用（非常用:ガスタービン等の場合）				

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。 排出ガス量及びばい煙の濃度について、最大については定格能力で運転した場合の数値を、通常には通常の使用状態での数値を記入すること。	
2	工場又は事業場における施設番号	別紙1の同欄と同じ番号(記号)を記載すること。	
3	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	当該届出施設等を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載すること。 ただし、非常用の場合は記入する必要はない。
		季節変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。(主として暖房用ボイラーなどの場合) <例> ・4月～10月末日までは、休止 ・6～9月までは、60%減少
4	原材料	種類	当該届出施設等において使用する原料・原材料のうちばい煙等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。 また、廃棄物焼却炉では焼却物を原材料として記入すること。
		使用割合	種類別にその割合を重量比で記載すること。
		原材料中の成分割合	種類別に重量比で記載すること。

		1日の使用量	当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。
5	燃料 又は 電力	種類	当該届出施設等の使用する燃料の種類（液体・固体・気体・電力等）を具体的に記載すること。 <例> A重油、C重油、灯油、LPG、都市ガス、電力等
		燃料中の成分割合	使用する燃料の灰分、いおう分、窒素分の最大値を重量比又は容量比の別を明らかにして記載すること。また、燃料分析表を添付すること。 注：燃料成分表の数値をそのまま転記するのではなく、契約している業者の保証値を記載すること。 <例> いおう分 0.04%~0.09%で変動 → いおう分 0.09%と記載すること。
		発熱量	高（総）発熱量又は低（真）発熱量の別を明らかにして記載すること。 1 kcal=4.18605kJ として計算すること。 <例>44,577kJ/kg（高）
5	燃料 又は 電力	通常の使用量	当該届出施設等の最も多く使用する期間（月）における平均使用量を記載し、必ず単位（L/h、Nm ³ /h、kWh）を記載すること。
		混焼割合	異種燃料との混焼の場合のみ、種類別燃料使用量の割合を重油換算後の容量比で記載すること。 <例> A重油 60L/h、都市ガス（13A） 50Nm³/h を混焼する場合 都市ガス（13A）重油換算は、50×1.6=80L/h A重油の割合 : $\frac{60}{60+80} \times 100=42.9\%$ 都市ガス 13A の割合 : $\frac{80}{60+80} \times 100=57.1\%$ 混焼割合 A重油 : 42.9% : 都市ガス 13A : 57.1%
6	排出ガス量		1 排出ガス量は、標準状態（温度0℃、圧力1気圧）に換算して記載すること。 2 燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。
7	排出ガス温度		煙突・フード等出口（排出口）における排出ガスの設計値や実測値を記載すること。
8	排ガス中の酸素濃度		乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値等）を記載すること。

9	ばい煙の濃度	ばいじん	燃焼に伴って発生し排出するすす、その他のばいじんの乾き排出ガス中濃度を記載すること。メーカー保証値、測定値等を記載すること。 <注> 1 測定値による場合は、JIS Z8808 に定める方法により行うこと。 2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する）。
10	ばい煙の濃度	いおう酸化物	燃焼に伴って発生し、排出するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度を記載すること。 <注> 1 測定値による場合は、JIS K0103 に定める方法により行うこと。 2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する。）
10	ばい煙の濃度	窒素酸化物	燃焼に伴って発生し、排出する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度を記載すること。メーカー保証値、測定値等を記載すること。 <注> 1 測定値による場合は、JIS K0104 に定める方法により行うこと。 2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する）。
		その他の有害物質	法施行令第1条（窒素酸化物を除く）に掲げる有害物質の濃度を記載すること。メーカー保証値、測定値等を記載すること。 <注> 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する）。
11	ばい煙量	いおう酸化物	燃料その他のもの（原料、じん芥）の燃焼に伴い発生し排出するいおう酸化物の量(Nm³/h)を記載すること。
12	参考事項		記載についての補足等を記載すること。（低 NO_x バーナーの採用や燃焼方法の改善による窒素酸化物の低減対策等）

【別紙3の記載例】

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場 又は事業場における施設番号			1号集塵装置		煙突	
処理に係るばい煙発生施設の工場 又は事業場における施設番号			1号ボイラー		2号ボイラー	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			乾式サイクロン 煙突		煙突	
設置年月日						
着手予定年月日			〇年〇月〇日		〇年〇月〇日	
使用開始予定年月日			〇年〇月〇日		〇年〇月〇日	
処理能力	排出ガス量 (m ³ /h)	最大		2212		1660
		通常		1770		1328
	排出ガス温度 (°C)	処理前		250		280
		処理後		250		280
	ばいじん (g/m ³)	処理前		0.11		0.11
		処理後		0.1		0.1
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前		583		450
		処理後		583		450
	カドミウム及びその 化合物 (mg/m ³)	処理前				
		処理後				
	塩素 (mg/m ³)	処理前				
		処理後				
	塩化水素 (mg/m ³)	処理前				
		処理後				
	弗素、弗化水素及び弗 化珪素 (mg/m ³)	処理前				
		処理後				
	鉛及びその化合物 (mg/m ³)	処理前				
		処理後				
	窒素酸化物 (容量比 ppm)	処理前		100		100
		処理後		100		100
	ばい煙量	最大	処理前	1.16		0.84
			処理後	1.16		0.84
		通常	処理前	0.93		0.67
			処理後	0.93		0.67
捕集効率 (%)	ばいじん			90%		90%
	いおう酸化物					
	カドミウム及びその化合物					
	塩素					
	塩化水素					
	弗素、弗化水素及び弗化珪素					

	鉛 及 び そ の 化 合 物		
	室 素 酸 化 物		
使用 状況	1 日の使用時間及び月使用日数等量	8時～ 20時 12 時間／回 1 回／日 30 日／月	8時～ 20時 12 時間／回 1 回／日 30 日／月
	季 節 変 動	特になし	11 月～3 月使用
排 出 口 の 実 高 さ H _o (m)		20m φ0.50m	20m φ0.50m
補 正 さ れ た 排 出 口 の 高 さ H _e (m)		21.6	21.6
排 出 速 度 (m/s)		6.0	6.0

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。 排出ガス量及びばい煙の濃度について、最大については定格能力で運転した場合の数値を、通常には通常の使用状態での数値を記入
2	ばい煙処理施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等(煙突等を含む)の固有番号(記号)を記載すること。 注: 処理施設等とは、ばい煙処理施設及びばい煙等の処理等を行う施設をいう(以下同じ)
3	処理に係るばい煙発生施設(届出施設等)の工場又は事業場における施設番号	別紙1及び別紙2の同欄と同じ番号(記号)を記載すること。 ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。
4	ばい煙処理施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の種類、名称及び型式	処理施設がある場合は、サイクロン、バグフィルター、電気集塵機、スクラバーのように記入する。
5	処理能力	
	排出ガス量 排出ガス温度	当該処理施設等で処理する湿り排出ガス量を標準状態(0℃、1気圧)に換算した値(設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値(合計値)をいう。 排出ガス量の計算方法は、別紙2の記載例を参考にすること。 処理前については、当該処理施設等の入口の実測値、処理後について

			ては、出口の実測値を記載すること。
	ばい煙の濃度	処理前・処理後	当該処理施設等で処理するばいじんの乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。（捕集効率 0 % の項目は記載しない。）メーカー保証値、測定値等を記載すること。 <注> なお、酸素及びばいじんに係る試料は同一の位置で採取すること。また、測定法、測定箇所を明らかにすること。
6	ばい煙量	処理前・処理後	当該処理施設等で処理するいおう酸化物の量（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。 また、最大については定格能力で運転した場合の数値を、通常には通常の使用状態での数値を記入すること。
7	使用状況	1 日の使用時間及び月間使用日数	当該処理施設等（又は煙突）の最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。
		季節変動	使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 <例> 暖房用、冬期 11 月～3 月のみ使用
8	排出口の実高さ H_o		高さは、地盤面からの高さを記載すること。 また、排出口の寸法（内径）及び形状を記載すること。 煙突（排出口）のかさ（排出口における雨避けフード）の有無を記載すること。 <例> ・ $H : 15 \quad D : 0.3 \quad (\phi)$ ・ $H : 30 \quad D : 0.4 \times 0.5 \quad (\square)$
9	補正された排出口の高さ H_e		法施行規則第 3 条第 2 項の算式により算出すること。 煙突の排出口にかさがついている場合は、$H_e = H_o$ とすること。
10	排出速度		煙突（排出口）出口における排出ガスの排出速度の最大値（最大排出ガス量による値）を記載すること。 また、排風機（排ガスファン）がある場合は、明記すること。 <注> 2 以上の届出施設等で 1 つの煙突（排出口）を共有する場合においても当該届出施設等の 1 基の値を記載すること。

6 ばい煙量等の測定義務（法第 16 条）

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その測定結果をばい煙量等測定記録表（規則様式第 7）に記録して、3 年間保存しなければなりません。

測定頻度及び測定方法については、次表のとおりです。

ばい煙等	施設の区分			測定頻度	測定方法
硫黄酸化物	いおう酸化物のばい煙量 10Nm ³ /時以上の施設			2 月に 1 回以上	JIS K0103、Z8808
					JIS K2301、K2541-1～7、M8813、Z8762-1～4
ばいじん	ガス専焼ボイラー ガスタービン ガス機関		5 年に 1 回以上	JIS Z8808	
	ガス発生炉のうち次のもの ・ 水蒸気改質方式の改質器（水素の製造能力 1,000m ³ /時未満の施設で、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。） ・ 燃料電池用改質器				
	廃棄物焼却炉	焼却能力	以上		2 月に 1 回以上
		4 t/時	未満		年 2 回以上*
	上記以外の施設	排出ガス量	以上		2 月に 1 回以上
		4 万 Nm ³ /時	未満		年 2 回以上*
窒素酸化物	ガス発生炉のうち次のもの ・ 水蒸気改質方式の改質器（水素の製造能力 1,000m ³ /時未満の施設で、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。） ・ 燃料電池用改質器		5 年に 1 回以上	JIS K0104	
	上記以外の施設	排出ガス量	以上		2 月に 1 回以上
		4 万 Nm ³ /時	未満		年 2 回以上*
	カドミウム その化合物 塩素 塩化水素 フッ素 フッ化水素 フッ化珪素 鉛 その化合物		全ての施設		排出ガス量 4 万 Nm ³ /時
未満		年 2 回以上*			
以上		2 月に 1 回以上		JIS Z0106	
未満		年 2 回以上*			
以上		2 月に 1 回以上		JIS Z0107	
未満		年 2 回以上*			
以上		2 月に 1 回以上		JIS K0105	
未満		年 2 回以上*			
以上	2 月に 1 回以上	JIS Z8808・K0083			
未満	年 2 回以上*				

※ 1 年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が 6 月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が 6 月以上のばい煙発生施設については年 1 回以上とする。

7 事故時の措置（法第 17 条）

ばい煙発生施設又は特定物質を合成、分解により発生する施設において事故、破損などが起こり、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときには、排出者は直ちに、応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに、その事故の状況を県に通報しなければなりません。

通報先は、次表のとおりです。

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、 小城市、神埼市、 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 TEL：0952-30-1907
鳥栖市、基山町、 上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL：0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL：0955-73-1179
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 TEL：0955-23-5188
武雄市、鹿島市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL：0954-23-3506

その時、県が次の内容について、確認を行うことがあります。

■ 聞き取りを実施する内容（例）

- (1) 通報者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 事故発生者名
- (3) 事故発生時刻
- (4) 事故発生場所
- (5) 事故原因
- (6) 原因物質
- (7) 排出・流出量
- (8) 応急措置の内容
- (9) 汚染拡大の予測（可能な範囲で）
- (10) 被害状況（可能な範囲で）
- (11) その他図面等必要な情報
- (12) 調査・記録者氏名

また、事故の状況により、被害の拡大防止のために大気汚染に係る必要な応急措置又は再発防止のための必要な措置についても、指示を行うことがあります。事業者は、この指示に従うとともに、講じた措置の概要等又はその結果について報告してください。

■ 措置の実施支援(例)

- (1) 物質の漏洩の停止
- (2) 漏洩した工場等の密閉化
- (3) 発生源施設の稼働停止
- (4) 地域住民の避難
- (5) 防毒マスクの装着
- (6) 汚染表土の除去
- (7) その他の応急措置

事故時の措置の対象となる、特定物質は次のとおりです。

アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸（三酸化硫黄を含む。）弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスルホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン

※「事故時」：事故発生の通報を受けてから、被害拡大防止のための応急措置を実施し、新たな汚染の発生を防止するまでの段階

8 行政処分等（法第9条、第14条、第17条、第23条、第26条）

佐賀県では法に従って、次の対応を行います。

また、法に違反した場合には、罰則規定があります。

（1）計画変更命令（法第9条）

施設の設置届又は変更届が提出された場合であって、その施設が排出基準に適合しないばい煙を発生すると認められるときは、その届出をした日から60日以内に限り、ばい煙発生施設の構造・使用の方法・ばい煙の処理の方法に関する計画の変更又は、設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

（2）改善命令等（法第14条）

排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認められるときは、ばい煙発生施設の構造、ばい煙発生施設の使用法、ばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることがあります。

（3）事故時の措置（法第17条）

ばい煙発生施設について、ばい煙が大気中に多量に排出された事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

（4）緊急時の措置（法第23条）

大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある、又は生ずると認められる場合（緊急時）、ばい煙排出者に対し、ばい煙排出量の減少について協力を求めることや、ばい煙発生施設の使用の制限等を命ずることがあります。

（5）報告及び検査（法第26条）

県職員が工場・事業場に立入り、必要な物件を検査することがあります。また、ばい煙やばい煙濃度、ばい煙発生施設の状況等について報告を求めることがあります。

(6) 罰則（法第 33 条、第 33 条の 2、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条）

法に違反した場合の罰則は次表のとおりです。

適 用	罰 則
計画変更命令又は改善命令に違反した場合 （法第 9 条、第 14 条第 1 項）	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 （法第 33 条） *
排出基準に違反した場合 （法第 13 条第 1 項）	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金若しくは 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金 （法第 33 条の 2） *
事故時の措置命令に違反した場合 （法第 17 条第 3 項）	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 （法第 33 条の 2） *
緊急時の措置命令に違反した場合 （法第 23 条第 2 項）	
設置の届出せず、虚偽の届出をした場合 （法第 6 条第 1 項）	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 （法第 34 条） *
変更の届出をせず、虚偽の届出をした場合 （法第 8 条第 1 項）	
使用の届出をせず、虚偽の届出をした場合 （法第 7 条第 1 項）	30 万円以下の罰金 （法第 35 条） *
工事実施の制限に違反した場合 （法第 10 条第 1 項）	
ばい煙量等の測定の記録をせず、虚偽の記録を し、又は記録を保存しなかった場合 （法第 16 条）	
県から求められた報告をせず、若しくは虚偽の 報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ若しくは 忌避した場合 （法第 26 条第 1 項）	
氏名等の変更の届出、施設の廃止の届出、承継 の届出をせず、虚偽の届出をした場合 （法第 11 条、第 12 条第 3 項）	10 万円以下の過料 （法第 37 条）

* 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 33 条から第 35 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。（法第 36 条）

様式第 1

ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

佐賀県知事

様

届 出 者

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては

その代表者の氏名

担 当 者 名

電 話 番 号

大気汚染防止法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類		※施 設 番 号	
ばい煙発生施設の構造	別紙 1 のとおり	※審 査 結 果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙 2 のとおり	※備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙 3 のとおり		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

別紙 1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規	伝 熱 面 積 (m^2)		
	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 L/h)		
	原 料 の 処 理 能 力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m^2)		
	変 圧 器 の 定 格 容 量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼 却 能 力 (kg/h)		
	乾 燥 施 設 の 容 量 (m^3)		
模	電 流 容 量 (kA)		
	ポ ン プ の 動 力 (kW)		
	合 成 ・ 漂 白 ・ 濃 縮 能 力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙 2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業所における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間 回 日 /回 /日 /月		時～時 時間 回 日 /回 /日 /月			
	季節変動						
原材料 (ばい煙の発生 に影響のある ものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合 (%)	いおう分 カドミウム分	鉛分 窒素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 窒素分		
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量						
	通常の使用量						
	混焼割合						
排出ガス量 (m ³ /h)		湿り	最大	通常	最大	通常	
		乾き	最大	通常	最大	通常	
排出ガス温度 (°C)							
排出ガス中の酸素濃度 (%)							
ばい煙 の濃度	ばいじん (g/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物 (mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物 (容量比 ppm)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
参考事項							

- 備考
- 1 原材料中の成分割合（％）の欄及び燃料中の成分割合（％）の欄の記載にあたっては、重量比％又は容量比％の別を明らかにすること。
 - 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が１気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス１立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 - 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
 - 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用（専ら非常時において用いられるものをいう。）の別を明らかにすること。

別紙 3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場 又は事業場における施設番号					
処理に係るばい煙発生施設の工場 又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式					
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)	最 大			
		通 常			
	排 出 ガ ス 温 度 (°C)	処 理 前			
		処 理 後			
	ば い 煙 の 濃 度	ばいじん (g/m ³)	処 理 前		
			処 理 後		
		いおう酸化物 (容量比 ppm)	処 理 前		
			処 理 後		
		カドミウム及びその 化 合 物 (mg/m ³)	処 理 前		
			処 理 後		
		塩 素 (mg/m ³)	処 理 前		
			処 理 後		
		塩 化 水 素 (mg/m ³)	処 理 前		
			処 理 後		
		弗素、弗化水素及び弗 化 珪 素 (mg/m ³)	処 理 前		
			処 理 後		
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (mg/m ³)	処 理 前			
		処 理 後			
	窒 素 酸 化 物 (容量比 ppm)	処 理 前			
		処 理 後			
	ば い 煙 量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最 大 処 理 前		
			大 処 理 後		
			通 常 処 理 前		
			常 処 理 後		
捕 集 効 率 (%)	ば い じ ん				
	い お う 酸 化 物				
	カドミウム及びその化合物				
	塩 素				
	塩 化 水 素				
	弗素、弗化水素及び弗化珪素				
	鉛 及 び そ の 化 合 物				

		窒 素 酸 化 物		
使用 状況	1 日の使用時間及び月使用日数等量		時～ 時 時間／回 回／日 日／月	時～ 時 時間／回 回／日 日／月
	季 節 変 動			
排 出 口 の 実 高 さ H _o (m)				
補 正 され た 排 出 口 の 高 さ H _e (m)				
排 出 速 度 (m／s)				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添附すること。

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

様

氏名又は名称及び住所並びに

届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名

電話番号

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ば い 煙 発 生 施 設 揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設 一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 水 銀 排 出 施 設		の別		※整 理 番 号	
変 更 の 内 容	変 更 前		※受理年月日	年 月 日	
	変 更 後		※施 設 番 号		
変 更 年 月 日		年 月 日	※備 考		
変 更 の 理 由					

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第 5

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

様

氏名又は名称及び住所並びに

届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名

電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別		※整理番号	
工場又は事業場の名称			※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地			※施設番号	
施設の種類			※備考	
施設の設置場所				
使用廃止の年月日		年 月 日		
使用廃止の理由				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第 6

承 継 届 出 書

佐賀県知事

様

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに

届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名

電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	※整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		※受理年月日	年 月 日
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地		※施 設 番 号	
施 設 の 種 類		※備 考	
施 設 の 設 置 場 所			
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第 7

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時刻 ～終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(m ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(m ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/m ³)					
	C	(g/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/m ³)					
塩素		(mg/m ³)					
塩化水素	C s	(mg/m ³)					
	C	(mg/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/m ³)					
鉛及びその化合物		(mg/m ³)					
窒素酸化物	C s	(容積比 ppm)					
	C	(容積比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態（この項においては「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素の C s 及び C 並びにカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 3 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第 1 備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の C s の欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる C s として表示された数値を、C の欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素の C s の欄に記載すること。
- 5 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った

時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

- 6 規格K2301、規格K2541-1 から 2541-7 まで若しくは規格M8813 に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

実施制限期間短縮願

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名
電話番号

年 月 日付けの大気汚染防止法第 条（佐賀県環境保全と創造に課する条例第
条）の規定による届出について、次のとおり、実施制限期間の短縮をお願いします。

工場又は事業場の名称	
工事着手希望年月日	